

令和8年度 世田谷区

# 「都立産業技術研究センター 利用補助金」のご案内

「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」の  
利用料の一部を区が補助します！

補助対象者

区内中小企業者

補助金額

補助対象経費の2/3以内・限度額10万円  
※100円未満切捨て

申請受付

令和9年3月31日（水）まで

※ただし、3月中に利用予定の方は3月12日（金）までに下記連絡先に事前にご連絡ください。

※申請受付順（予算がなくなり次第受付を終了します。）

## 補助対象となる都立産業技術研究センターの制度

### 依頼試験

製品、材料等の試験、測定、  
分析等を依頼するためにか  
かる経費

### 機器利用

製品、材料の試作、測定、  
分析等を行うために機器を  
利用する際にかかる経費

### 受託技術支援

工場又は事業所において、  
受託技術支援を受けるた  
めにかかる経費

## 「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」とは

産業技術に関する試験、研究、普及および技術支援を行うことにより、都内の中小企業の振興を図り、都民生活の向上に寄与することを目的に、東京都により設立された施設です。

【本部】江東区青海2-4-10

【電話】03-5530-2134

## 詳細は裏面をご覧ください

【お問い合わせ】

世田谷区 経済産業部 工業・建設業・雇用促進課

電話03-3411-6662 FAX03-3411-6635

# 世田谷区都立産業技術研究センター利用補助金

区内中小企業者が「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」が実施する依頼試験等を利用する場合に経費の一部を補助します。

助成対象経費	①依頼試験 製品、材料等の試験、測定、分析等を依頼するためにかかる経費 ②機器利用 製品、材料の試作、測定、分析等を行うために機器を利用する際にかかる経費 ③受託技術支援 工場又は事業所において、受託技術支援を受けるためにかかる経費		
申込資格	区内中小企業者 ※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者		
補助率	補助対象経費の3分の2以内 ※百円未満切捨て		
限度額	10万円 ※限度額に達するまで、複数回申請することができます(同一年度内)		
申請受付	令和9年3月31日(水)まで ※ただし、3月中に利用予定の方は3月12日(金)までに下記連絡先に事前にご連絡ください。 ※申請受付順(予算がなくなり次第受付を終了します。)		
申請書類	①依頼試験	②機器利用	③受託技術支援
	1 世田谷区都立産業技術研究センター利用補助金交付申請書 2 経費内訳書 3 利用を証する書類 ・試験申込書および承諾書(写し) (依頼試験の場合) ・機器利用申込書および承諾書(写し) (機器利用の場合) 4 利用料金の支払を確認できる書類 (支払領収書、又は振込記録等) 5 企業概要 6 世田谷区内に住所があることが分かる書類(登記簿謄本、法人住民税の納税証明書等) *1及び2は区様式 *3は都立産業技術研究センターが企業へ交付する書類		1 世田谷区都立産業技術研究センター利用補助金交付申請書 2 経費内訳書 3 受託技術支援申込書 および承諾書(写し) 4 利用料金の支払を確認できる書類 (支払領収書又は振込記録等) 5 企業概要 6 世田谷区内に住所があることが分かる書類(登記簿謄本、法人住民税の納税証明書等) *1及び2は区様式 *3は企業が都立産業技術研究センターへ提出する書類
補助の流れ	1 事業実施 2 申請書類提出 3 申請内容精査 4 補助金交付決定 5 補助金交付請求書提出 6 補助金の交付		
問い合わせ先 (受付窓口)	世田谷区 経済産業部 工業・建設業・雇用促進課 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4F TEL : 03-3411-6662(直通) FAX : 03-3411-6635		

※申請書類のご提出前に、補助内容等についてお問い合わせください。